

## スポーツ・教育振興調査特別委員会会議記録

スポーツ・教育振興調査特別委員会委員長 名須川 晋

- 1 日時  
平成 28 年 4 月 14 日（木曜日）  
午前 10 時 2 分開会、午前 11 時 49 分散会
- 2 場所  
第 4 委員会室
- 3 出席委員  
名須川晋委員長、千葉絢子副委員長、郷右近浩委員、高橋但馬委員、  
菅野ひろのり委員、樋下正信委員、佐々木茂光委員、城内よしひこ委員、佐々木努委員、  
中平均委員、吉田敬子委員、白澤勉委員
- 4 欠席委員  
なし
- 5 事務局職員  
工藤担当書記、伊藤担当書記
- 6 説明のため出席した者  
岩手県特別支援教育研究会 会長 多田英史氏
- 7 一般傍聴者  
なし
- 8 会議に付した事件
  - (1) 調査  
「共に学び、共に育つ岩手県の特別支援教育」
  - (2) その他
    - ア 委員会県内調査について
    - イ 次回の委員会運営について
- 9 議事の内容

○名須川晋委員長 ただいまからスポーツ・教育振興調査特別委員会を開会いたします。  
委員会を開きます前に、当特別委員会の担当書記に異動がありましたので、新任の書記を紹介いたしたいと思います。

工藤担当書記。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程のとおり、「共に学び、共に育つ岩手県の特別支援教育」について調査を行いたいと思います。

講師として、岩手県特別支援教育研究会会長、多田英史様をお招きいたしておりますので、御紹介いたします。

○多田英史講師 よろしくお願ひいたします。

○名須川晋委員長 多田様の御略歴等につきましては、お手元に配付している資料のとおりでございます。

本日は、「共に学び、共に育つ岩手県の特別支援教育」と題しまして、全国でも先進的な取り組みを行ってきた本県の特別支援教育の現状と課題等について詳しいお話をいただくこととしております。

多田様におかれましては、ご多忙のところ、このたびの御講演を快くお引き受けいただきましたことに改めて感謝申し上げます。

これから講師のお話をいただくことといたしますが、後ほど多田様を交えての質疑、意見交換の時間を設けておりますので、御了承願ひたいと思います。

それでは、多田様、よろしくお願ひいたします。

○多田英史講師 よろしくお願ひいたします。多田でございます。これまで岩手県教育委員会に17年間勤めておりました。現場も17年間ということで同じ年数ですけれども、委員の皆様にはたくさんの御指導、御支援をいただきました。特に、東日本大震災津波の発災以降、教育の復旧段階から復興に向けて、お力添えをいただきました。あのころは月に2回ほど常任委員会が開かれまして、防災服を着ながら委員の皆様からたくさんの御指導をいただいたことを思い出しております。もう議会対応はないものと思ひ込んでいたところ、このようなお話をいただきまして、委員の皆様のお名前を聞くと、恩返しをしたいという気持ちもございまして、進んでこの場に参上しております。

きょうは特別支援教育という分野の説明、報告をすることになります。私は4月1日から岩手大学に新設された教職大学院というところでスタート、開設に当たっていろいろと奔走しているところでございます。核となる教員、優秀な教員を養成する、あるいは本県のリーダーとなるような教員の育成に取り組むという趣旨で努めております。岩手県の復興と地域の創生を支えるのはやはり人づくり、それを担う教員をどうたくさん育てていくかということで人材育成に努めていくところでございます。私の担当する講座は学校マネジメント力開発プログラム、あるいは授業力開発プログラムといったあたりになっております。

それでは、特別支援教育ということで、初めに映像を見ていただきたいと思います。障がいを持つ立場、あるいはそれをどう乗り越えていくかというあたりをきょうの私の話の中心にして、共に学び、共に育つという姿を時間の中でお伝えしていければというふうに思っております。

〔映像放映〕

○多田英史講師 ということで、共に学び、共に育つということは、最後の字幕にあったとおり、どのような人にも秘められている輝きをいかに輝かせるかということだと考えています。そういった教育を目指す私たちの研究団体では、秘められた可能性を最大限に伸ばし、育てる教育、そしてそういった社会をつくっていかうと考えているところです。い

わゆるインクルーシブ教育、あるいはインクルーシブ社会の構築を目指し、私たちの研究団体、岩手県の小学校、中学校、そして特別支援学校が一緒になって取り組んでいます。ということで、この後は済みません、座って説明させていただきます。

先ほどはタイのコマーシャルに出てきた少女の姿でしたが、日本にも障がいをバネにして、乗り越えて輝いている若者2人がいます。1月に私たちの研究団体の取り組みの一つとしてコンサートを企画しました。「音楽がくれた希望コンサート」ということで教員、保護者、児童生徒、教育関係者など400名の参加を得て開催したところです。まさに勇気と希望と感動をこのノブタクからプレゼントされた、そういったコンサートとなりました。両名とも社会人として自立し、演奏と、全国での啓発活動、障がい者、あるいは一般の保護者に向けて、そういった啓発活動を両立させています。21歳と22歳のお二人です。

このノブにあっては、5歳からバイオリンを始めています。左手と右手の共同の動作ができず、重度の自閉症なものですからパニックを起こしたと、ところがある日突然クリアするという、そういったことの連続の稽古だったようです。中学生くらいになると人前でしっかりと演奏できる、そういった上達をしたということで、今はデュエットで全国を回っています。

タクにあっては、こちら支援学校卒業ですが、お母さんも一緒に来られて、お話を聞きましたけれども、言葉のおくれ、それから理解できない、前後の理解力がなく、自分の世界にひたすらこだわると。音楽が鳴っていると少し落ちつく様子を母親がしっかり見逃さず、音楽教室に通わせた。重い自閉症ですけれども、毎日決まったことを決められた時間に行うというこだわり、そうしないと気が済まないという特性が逆に音楽の稽古にびったりだった。決まった時間になると、例えば夕食の後7時から9時までとか、ここは絶対何があっても2時間レッスンをする。ただし、9時になるとびたっとやめるという、そういったことを積み重ねて、最終的には障がい者の国際コンクールで賞を多数とっている、そういった腕前です。

それから、タクは会社員とありますが、データ入力の仕事をしています。ブラインドタッチで普通の社員の3倍の速さで打ち込める。設計図から見積りに打ち込む作業ですが、これもやはり夕方5時になると、どんなに仕事があってもびたっとやめて帰るのだそうです。そういった仕事ぶり、そして土日は全国を回って歩くと。

本人の努力もさることながら、諦めずに根気よくその才能を見出して、寄り添って育てた母親の話に感動したところです。特異を得意に変えてという言葉が、母親の話から強く印象に残ったキーワードです。

さて、現状ということで、まずは国の現状です。特別支援教育における国の現状、概念図ですが、右上に1,019万人とあるのは、平成26年度の義務教育段階の全児童生徒数です。その中で、特別支援学校、小中学校特別支援学級、通級による指導を受けている人数は、全体の3.33%、約34万人です。3%台を2年続けて超えており、増加の一方にあります。義務教育段階の全児童生徒数が全国で毎年約10万人ずつ減少する中で、支援を要する児童

生徒数が毎年 1.5 万人から 2 万人ほどふえている状況にあります。

このグラフからは、平成 17 年度と平成 26 年度の比較で 2 倍に増加しているのがわかります。特に、自閉症・情緒障がいのある在籍者数が全国でふえてきています。

本県の状況ですが、全国と同じような傾向にあります。小中学校の統廃合が進む中、3 年間で小中学校 27 校減、平成 17 年度との比較では 100 校を超える減少です。その中で、特別支援学級の数は増加の一方にあります。これは、1 人の在籍であっても学区の学校、地域の学校で育てる考え方に沿って、県教育委員会と市町村教育委員会が積極的に設置してきた成果ということも言えます。それから、特別支援学級の在籍者数及び設置学級数の 3 年間の状況は表のとおりですが、小中学校合わせて在籍者数で約 250 名、設置学級数で約 100 学級もふえています。10 年前との比較では、小中学校合わせて在籍者数で 74%、設置学級数で 78%、8 割近くの増加となっています。

それから、障がい種別の特別支援学級の状況になりますが、知的障がいと自閉症・情緒障がいで 95% を占めています。弱視と難聴は横ばい、やや減少になっています。これは視覚、あるいは聴覚に関する医療の進歩も要因としてあります。自閉症・情緒障がいも本県でも増加傾向にあるということがうかがえます。

この表は今年度に至るまでの国の動き、県の施策を図にしたものです。色をつけているところはこれから触れる重要なところを示しています。国の動き、平成 19 年に学校教育法の一部改正がありまして、それまで特殊教育と呼んでいた特殊な場における教育を指していたものが、場を選ばない、場を限定しない、つまり通常の学級に在籍する発達障がいを持つ児童生徒も対象になりました。これにより、特殊教育学級が特別支援教育学級、養護学校が特別支援学校という名称に変わった年でもあります。それから 10 年がたっています。障がいの有無にかかわらず、共に学ぶ教育環境づくりの推進が共生社会につながる。ひいては、平成 26 年 2 月 19 日の障害者の権利に関する条約批准に結びつく流れになっています。

そして、この 4 月 1 日から障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律がスタートしています。岩手県の施策をごらんいただきますと、岩手県は平成 15 年から特別支援教育という言葉を使っています。岩手県特別支援教育推進プラン、国に先駆けて進めてきています。この特別支援教育推進プランは平成 25 年度から第 3 次のプランになっています。それから、平成 23 年度の障がいがある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例も大変大きな取り組みでした。

ここからは岩手県の校長会の調査の概要報告となります。調査項目は 1 から 7 までございます。この項目に沿って調査結果をお伝えしていきますが、時間に合わせて早送りしたり、あるいは巻き戻したり、ゆっくりというところもございますので、御了承いただきたいと思えます。

初めに、特別な教育的ニーズを必要とする児童生徒について、通常学級に在籍する児童生徒についての調査になります。特別支援学級の対象である児童生徒はもちろん、そうで

はないけれども、支援が必要な児童生徒が通常学級に在籍しています。例えば 10 分、15 分間じっとしてられない、それから対人関係を築けない、すぐにトラブル、物の奪い合いとか、それから教師からの指示が理解しきれない、感情のコントロールができない、集中力が持続しないといった児童生徒の在籍状況です。ごらんのとおり、平成 27 年度で在籍ありの学校数が 86%で、過去最高の割合になっています。どの学校にもそういった児童生徒が在籍している、通常学級でという現状です。

それから、通常学級在籍の中に LD、学習障がい、あるいは ADHD、注意欠陥多動性障がい、自閉症スペクトラム、これは高機能自閉症も含まれますが、そういった児童生徒がどのくらいいるかという調査です。

ちなみに、聞いたこともあると思いますが、ADHDや高機能自閉症は、有名人の中にもたくさんいます。先ほどの特異な個性であるけれども、非常に才能豊かな成長につながっていくという方も多いです。「窓ぎわのトットちゃん」、黒柳徹子さんの自伝ですけれども、あれはまさにそういった特徴的な行動になります。

児童生徒数が減少していますが、先ほどの学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症、これらが前年比で 160 名増加しています。在席する校数は 6 割に達しています。

これはいわゆる加配でどのように対応できるかというあたり、学校の支援体制ですが、まだ半分は担任のところで対応している状況にあります。市町村あるいは国、県からの支援員で対応を進めています。先ほどの増加傾向から見ますと、今後も担任以外のお手伝い、補助が必要になっているという現状にあります。

中学校でも同じ状況です。小学校のそういった子供たちが進学していきますので、その流れが中学校にも続いていくということです。中学校になると、さらに発達段階が出てきて、学習面では大きな差につながってきますので、そこを個別指導するための人員配置、マンパワーが必要になってきています。

支援員の配置についてこういった流れがあります。今までどの学校でも打ち合わせが余りできていなかったのですが、打ち合わせをすることによって大きな効果につながる。ただ、子守りではなかなか効果につながらない、担任、あるいは加配の教員とチームで、支援員の方にどのような役割を果たしてほしいかというあたりをしっかりと打ち合わせることで、子供がつまづいている部分に踏み込む。打ち合わせが重要であり、特に中学校で打ち合わせの重要性が急増していることがうかがえると思います。支援員をどう活用するかということです。それぞれの小学校、中学校の工夫ということで、配置された支援員、マンパワーで最大限の効果を上げるために打ち合わせを工夫しているという状況が調査結果にあらわれています。

これは各学校での交流学习、あるいは共同学習についての調査結果です。例えば、国語や算数などの教科において、時間割によって、あるいは学年によって連携学級、通常学級に行って一緒に勉強するという交流学习、それから運動会や文化祭、遠足、日常の掃除や朝の会など、場面は無限にあります。そういったところでできるだけ交流していく、ある

いは近隣の小学校同士や特別支援学校との交流、小学校と中学校との交流も非常に効果が大きい。障がいのない子供も障がいに対する正しい理解と認識を深める絶好の機会となります。同じ社会に生きていく人間として、互いを正しく理解して、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さをお互いが学び合う重要な機会になります。障がいを持つ子供も障がいを持たない子供も自立していく上でお互いが大きな一歩を踏み出す、そういう学習機会となります。これは、交流の実施状況の調査結果です。まだまだ実施していない学校もありますので、これをどう広げていくかということが大きな課題になります。実施できない理由として、小学校同士がとても離れているとか、山間地にあるとかそういう状況があつてなかなか交流できない、小規模校過ぎて交流ができないでいるということも理由の一つになっています。

少し急ぎます。小学校、中学校、同じような状況が調査結果にあらわれています。

それから、大きな交流の取り組みとして、小学校、中学校は各市町村で特別支援の子供たちで合同の運動会、あるいは合同の音楽発表会、そういったことにも取り組みを広げているところでございます。中学校においては支援学校との交流、一関清明支援学校で行っていますが、これも大きな効果を、双方で教育的効果を上げているところです。

それから、最も象徴的な成功事例です。仁王小学校の卒業生でございますが、後藤結哉君という子供が4月10日の朝刊に大きく載りました。珠算1級の満点合格。この後藤結哉君は小学校1年生から特別支援学級でしたが、6年間仁王小学校で交流学習に取り組んだ成果のあらわれということで学校関係者、保護者はその手応えを、珠算1級満点合格に手応えを感じています。みんなで喜んでます。仁王小学校の取り組みに間違いはなかった、誇りとする子供として喜んでるところです。珠算1級の全国での合格率は5%から10%と言われてます。満点は全国でも年に10人いるかないか、今回は何と全国でもこの3人だけ、岩手県のこの3人だけということで、まさに快挙ということが言えます。

後藤結哉君は、1年生から教科の交流学习、最初は国語と算数でしたけれども、それを3年生、4年生から次第にふやし、通常学級の行事にも一緒に取り組み、少しずつ集団性や社会性を身につけていった。授業での発言もふえ、自己表現を身につけて、自分自身の可能性を膨らませた、自信をつけていったということです。新聞では、次は段位に挑戦するとコメントしています。頼もしい限りです。

ということで、仁王小学校の2015年の特別支援教育の取り組みを紹介します。仁王小学校は、昭和6年に岩手県で初めて障がい児学級を設置しています。当時の名称は精神薄弱児学級ではなく、促進学級という名称で、趣旨は学力の補充ではなく、一人一人の個性と能力を伸ばす、そして育てる教育であると、今の特別支援教育につながる、あるいは通常学級の教育にもつながる、そういった理念で開設した促進学級です。これは仁王教育の原点であり、そして歴史と実績を築いている仁王小学校の特別支援教育です。

写真で紹介しているのは、生活単元学習といいまして、遠足とか、これは校内合宿、2泊3日です。それから、お店の運営、そして作業学習、ぎんなんづくりとか、そういった

いわばキャリア教育です。社会的自立、将来の経済的自立を目指すための訓練の学習、一般的にキャリア教育と言われていますが、大きな成果を上げている仁王小学校の教育でございます。

子供たちの社会的自立を促す具体的学習活動に伝統的に取り組んでおり、全国でも著名です。全国に広がる事例として、学校公開では他県からの参加もあるところです。キャリア教育のモデルケースとして注目されています。

2泊3日、親元を離れての生活ですので、途中で家に帰りたいと泣き出す子供もいます。今回も何とか全員2泊3日を成し遂げたところです。

遠足もそうですが、こういった校内合宿の困難を乗り越えるという経験は、このような子供たちには大変貴重な自信につながっていきます。これはハヤシライスのお店を開店しようということで1カ月間の取り組みになります。開店に向けて材料選びから、調理方法、お店の運営までいろいろと練習をして、オープンの日を迎えます。お客様は保護者や地域の方、お世話になっている方、それから学校の先生方です。ランチセット1食400円で、スープ、デザートまでついています。

これは、ぎんなんづくりになります。仁王小学校の校庭にたくさんのイチョウの木がありまして、ぎんなんを寒い秋から冬にかけて、においや寒さに負けずに拾って洗う。1袋100円ですが、2万2,000円という大きな収入を得ています。収入は作業学習や合宿、遠足、そういったものの費用に充てます。自分たちでお金を稼いで、次の活動につなげていくという取り組みの紹介です。

こういったキャリア教育の実績で、何と平成27年度に仁王小学校が文部科学大臣表彰を受賞しています。これまでの特別支援教育に対する仁王小学校への表彰でありました。

次はいわゆる進学、あるいは就学についての調査です。まずは、連携です。ほとんどの小中学校では連携が100%近く行われています。高等学校、特別支援学校でも約8割のところでは連携が行われています。入学後についても、幼保、それから中高、それぞれ連絡会がふえてきており、必要性が高いということのあらわれになります。

それから、関係機関との連携については教育委員会、それからエリアコーディネーターをどんどん活用していこうという流れになっています。ごらんのとおり小学校段階でも、より専門性を持つ相談機関のニーズが高まっていることがうかがえます。中学校の場合も同じです。特に中学校では、警察とありますが、問題行動、非行、支援を要する児童生徒が事件に巻き込まれるケースもあります。非行に誘惑されるケースもあって、警察との連携が必要となる場合がふえてきています。

課題ということですが。就学指導、あるいは相談にかかわって課題となっていることは大きく二つ考えられます。専門的教員、それから親の理解、この二つが大きな課題です。専門的教員はそのとおりですが、親の理解というところ、親の悩み、迷い、通常学級か特別支援学級かをめぐる親の思い、進路選択のときの親の悩み、親にどう理解してもらおうかという、求めることよりも先に、親の心情に深く共感していくということが学校の大切な姿

勢であると私は感じています。親に理解してもらうのではなく、まず親の心情や、親の気持ちに深く共感し、親の立場に立って就学指導、相談に当たることが学校に求められると思います。

またちょっと映像を見ていただきたいと思います。またタイの商業の映像ですが、親の思い、親の強い気持ちというところをこの映像から感じていただきたいと思います。私はこの映像を教員たちに見せながら、親子の強い血のつながりや深い気持ちのつながりを私たち教員がしっかり踏まえることだということを伝えています。

〔映像放映〕

○多田英史講師 ということになります。大切な子供を預かる学校ですから、やはり親子の情愛とか、そういったものをしっかり受けとめながら日ごろの子供たちの様子を注意深く見守りながら育てる、そういったことを大事にすることはこれからの学校教育に、特別支援教育に限らず必要な部分であるというふうに捉えています。

吉田松陰の有名な辞世の句「親思ふ 心にまさる 親心 けふのおとずれ 何ときくらん」、親を思う心にまさる親心ということが家庭教育でも、学校教育でもこれから一番大事なところというふうに考えています。この映像からそういうことも学んでいるところです。

それから、この就学指導、相談に係る課題ということで幾つかございます。この赤い字幕にあります、医療機関と相談機関、カウンセラーの方針に差異が生じているというアンケート結果がある学校から出ていました。それぞれの専門性から見たときに子供の置かれている状況や親との面談で食い違いが出てくるということも大きな課題になってきています。中学校においては、特別支援学級への入級を本人が拒む、中学校あたりになるとやはり同級生とのいろいろな、プライドもありますし、特別支援学級には行きたくない、あるいは特別支援学級から通常学級に移りたいという意思表示も出始める年ごろになってきます。

次は教員の研修のあり方についてです。障がいの多様化もありますし、障がいのある児童生徒がふえてきているということで教員の研修が非常に重要になってきています。実施している中学校が 67.5%ということで、まだまだ必要なのが課題です。研修内容については、通常学級の発達障がいについて非常にニーズが高まっています。

それから、研修内容とすればいろいろとありますが、近年ではユニバーサルデザインという授業の工夫が出てきています。ユニバーサルデザインについては、今まで余り気づかないでいた部分です。教室環境とか、わかりやすい授業、何につまずいているのかといったところをユニバーサルデザインの中で教師自身が気づいていくという授業の工夫になります。安心して学び合える仲間づくり、これが授業におけるユニバーサルデザインということなのです。

進みまして、52 番のスライドからは、中学校から次の高等学校あるいは特別支援学校の高等部への進路希望状況です。ごらんのように平成 26 年度の特別支援学級からの進路状況は、高等学校へは 32.4%、3 割を超えています。特別支援学校の高等部へは 66.7%です。

それから、通常学級で支援を要する子供たちがどういった進学希望なのかについてですが、近年の特徴として、ごらんのとおり支援を要する子供、発達障がいでも、高度自閉機能障がいでも、公立の高等学校に行きたいという子供がどんどんとふえてきています。これを受け入れていく方向にあります。通常学級の支援を要する生徒の進学者は78%ありますので、県内でおおよそ300名が公立の高等学校に進学しているという実態になります。ということは、今後は公立の高等学校における特別支援教育についても検討する必要があるということです。公立の高等学校に進学していく要支援の生徒と、中学校と高等学校との連携をまずスタートしていくということ、おおよそ300名についてのきめ細かな連携が求められていくということになります。

それから、もう一つ重要なのは就労支援です。中学校からの就職はごらんのとおり少ないのですが、高等学校、あるいは特別支援学校の高等部における就労指導が非常に重要になってきています。これをごらんいただきます。最初のほうでお伝えしました障害者の権利に関する条約ですが、国際条約ですので国の責任が発生しています。対応について国の責任で制度設計する必要に迫られています。一番大きいものは障がいの雇用です。法定雇用率が平成25年4月から、それまでの1.8%から2.0%になっています。この成果として、特別支援学校の高等部からの就職率が全国で約30%から約40%に改善されています。代表的なものは日本理化学工業、御存じの委員もいらっしゃると思いますが、この事例はテレビで放送されたり、また大山泰弘会長がみずから全国を講演したり、有名な取り組みの一つです。

日本理化学工業の事例は、昭和35年、2名の障がい者雇用からスタートしています。チョコレートづくりの会社ですが、仕事内容と障がい者の特性が非常にマッチしていることがわかり、次第に採用をふやしてきた。例えば計量の部です。集中力とか持続力とか、誠実、まじめに取り組むということがぴったりだということもあって、どんどんふやしてきたところ、83人中61人の障がい者の雇用につながってきています。

きっかけはある住職さんのお話に感銘を受けたということです。人間の究極の幸せということで四つほど住職から教えられたと。そのうちの2つ目、3つ目、4つ目、これは働くことによって人間が得られる幸せだと、このお話に大山泰弘会長が非常に感銘を受けて、障がい者の就労に努めてきているということです。

それから、特別支援学級における状況、課題ですが、このあたりはちょっとはしょっていきます。時間がなくなってきました。

自閉・情緒特別支援学級における課題ですが、小学校、中学校ともに学習内容の定着、それから学習に取り組むまでの時間が長くかかる、切りかえる時間が多くかかるということ、知的障がいでも同じ課題だとアンケート結果に出ています。

まとめになりますが、障がいのある児童生徒が増加傾向にある、それから支援員の人手がますます必要になってくる。研修のあり方、それから就学、就職、関係機関とのネットワーク。障がいを病気として捉えるのではなく生まれ持った特性、多様性として捉えると

いうこと。

それから、もう一つ、特別に支援を受けるということを受ける側が引け目に感じない、差別的に感じないでほしい、人間としての当然の権利として認められているということです。これが普通になっていかなければならないということです。

それからもう一つ、バリアフリーという言葉がありますが、バリアフリーは障がい者側が求めていくものではなく、むしろ健常者側が心を解放していくことがバリアをフリーにする、健常者側の言葉であると。

最後になりますが、私自身、研究団体の活動を通して障がいのある子供たちに触れ合う中で、純粋な心やひたむきさが通常の子供たちよりも非常に強いと感じます。そういった子供たちと出会うことは、教師自身の何よりの研修機会になるということを実感しています。教師だけではなく、ぜひ一般の方々もそういった障がいを持つ子供たちとどんどんバリアをフリーにして触れ合っていて、インクルーシブ社会の構築、あり方をいろいろと考える機会にしてほしいなということを実感しています。ということで、共に学び、共に育つというテーマでお話をさせていただきました。

以上でございます。

○名須川晋委員長 先生、大変貴重なお話ありがとうございました。

これより質疑、意見交換を行います。ただいまお話しいただきましたことに関し、質疑、御意見等がありましたならお願いいたします。

○郷右近浩委員 多田会長、きょうは本当にどうもありがとうございました。私が県議会議員になったときに奥州市のほうでいろいろ教えていただいたのを思い出しながら、またきょうも勉強させていただいたわけであります。

さまざまお聞きしたい点があるのですが、私自身どのようにできるかと思って考えているところがあり、その点について教えていただければというふうに思います。といいますのは、中学校の通常学級在籍要支援生徒進学希望先の人数ということで示していただいておりますけれども、実際問題として、進路状況というところを見ると、この数字は、本当はもっと公立の高等学校に行きたい子供たちがいるのだと。また、親御さんたちも、学校の再編計画はともかくとして、今の県内の支援学校の配置から考えても、やはり身近にある学校に行くことができるなら、という思いなどいろいろな形があると思うのです。私自身の認識ですけれども、そうした要望が今現在結構あるということで、どうしても入学選抜試験や、学校側が対応をとれないといったような現状の中で、今はなかなか難しい。国内においては、神奈川県がモデル校3校で進められないかということで検討を進めてはいるということで承知しておりますけれども、どのようなものがクリアされていけば本県でそれが実現できるのか。確かに今の小学生、中学生の子供たちのニーズを見れば、これからはますます公立の高等学校に入れたいといったニーズはふえてくるというふうに思っているのです、その点についてお考えを頂戴できればと思います。

○多田英史講師 神奈川県の実践がスタートしましたが、高等学校における特別支

援学級は制度的には学校教育法施行規則で設置できると。ところが、高等学校卒業認定の教育課程の具体的なカリキュラムがまだ整わない。そこがクリアできれば、つまり高等学校に特別支援学級を設置して、そこで3年間のカリキュラム、単位をしっかりとって高等学校卒業という認定ができるカリキュラムづくりを文部科学省でワーキンググループをつくって始めたところですよ。そのモデル校として、神奈川県で実践に入ったというところになります。公立の高等学校における特別支援学級あるいは通級でも良いのですが、必要な授業は通常学級で、必要なときには特別支援学級で、3年間トータルで高等学校の卒業を認定できるというふうな流れになっていくことが少しは見えてきている感じです。お話のあった再編のこともあります。できるだけ通える学校を探しながら、あるいは高等部の分教室も今回できたりしていますので、そういったことでやりくりという言葉もちょっと語弊がありますけれども、数年は続くのだろうなというふうに考えています。

したがって、神奈川県の実例は注目のケースだと思います。

○郷右近浩委員 ありがとうございます。私もそうした意味で、神奈川県のカースがこれから課題整理も含めてどのようになっていくか、非常に注目する部分なのですが、今おっしゃっていただきましたとおり通級、その部分の整理を。というのは、やはり高等学校の単位をとりたいというか、卒業資格をとりたいという考え方のみならず、近くの公立の高等学校に通わせたい、というのは親御さんの負担、送り迎えなどが常につきまとうと。高校生になって、そこがきちんとできるくらいの範囲であればその負担部分であったり、もちろん公立の高等学校を卒業させたいといった思いがあるのと、またある側面では、例えば就労訓練であったり、そうしたものもやっていかないと、という親御さんの心配もまた出てくるという中であっては、やはり通級が良い形なのか、どういう形が良いのか、非常に線引きが悩ましいと。公立の高等学校で受け入れるにしても、その部分をどのようにやっていくのかといったようなことが出てくると思うのですけれども、解決法というか、何かヒントになるようなお考えで結構ですので、何かお示しいただければと思います。

○多田英史講師 まず、高等学校から、あるいは特別支援学校の高等部からの就労の部分ですが、先ほどの法定雇用率の引き上げもありまして、岩手県でも特別支援学校の高等部からの就職率は3割程度、26年度で29.7%、25年度は33.8%と3割程度まで改善されてきているというあたりは非常に良い傾向になってきています。公立の高等学校の就労支援となりますと専門のコーディネーターがいて、企業と行ったり来たりしながら就職の世話をするという仕組みがまだ整っていないところですよ。そこで、特別支援学校のコーディネーターの方も公立の高等学校と一緒にやっていただくという、そういう取り組みをしているところですよ。

これから公立の高等学校に特別支援学級ができたり、通級ができたりするのであれば、出口のところもしっかりとコーディネートする専門の推進員、企業と結びつけるパイプ役の方がそれぞれ単独で必要になってくる、そういう時代も来るのかなというふうに思っ

います。それまでまたやりくりのところはありますが、いずれ就職率は非常に改善されつつあるということになります。

それから、障害者の権利に関する条約に批准し、平成 30 年度から精神障がい者の雇用率も法定雇用率の中に入ってくることも決まっているようで、こういった面では精神障がい者、情緒障がいの子供たちも企業の努力によって就職率が上がってくるというふうに期待するところでもあります。ただ、インクルーシブ社会の構築といったときには、学校教育だけではなく、受け入れ、就労の事業所とか、そういった社会的な理解も同時に進めていく必要がありますので、そこはいろいろなネットワークづくりとか、そういった取り組みを県としても少し進めているところなのですけれども、まだまだこれからの部分がございます。

**○城内よしひこ委員** 大変ありがとうございました。私も発達障がいの方々に対する思いがありまして、子供たちの可能性を深く探って強く引き出すという言葉が印象にあるのですけれども、そういったことをする上で、今は教育という部分で言うと小学校、中学校、高等学校という連携がありますが、私の出身地である宮古市は早い段階からそういった性質特性を深く引き出すことがその子供の将来に向けた可能性を伸ばす意味で最良の手段ということで、幼稚園に上がる段階からそういった先生方を活用しながら取り組んでいます。そういったことも必要ではないかなというふうに思いますが、県全体ではこういった形でそういった取り組みがされるのか、しているのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

**○多田英史講師** 早期に対応していくことは、どのケースでも非常に重要なことです。もっと早くそういう対応をしていけばと、病気が原因の場合もそうですし、あるいは環境が要因になっている場合、環境が障がいをつくっていく場合もあります。そういった意味では、早くに発見して気づいて、早く対応していく。今のところは 3 歳児健診が前提のようです。保健所、福祉、それから幼保の連携が始まる、関係機関一体となってその子供に対する個別の計画、指導計画をつくるというスタート、これは全県でスタートしている。どの市町村でも 3 歳児健診が大事だということはよく捉えていると思います。そこからの資料が小学校入学の時点でも入ってきますので、情報共有ができるようになってきているというのは 10 年の非常に大きな成果だなというふうに思っています。それまでは市町村のばらつきがあったりしましたけれども、先ほどの特殊教育から特別支援教育に切りかわる平成 19 年、このあたりが大きな転換期だったかなと思います。教育と福祉と医療がしっかり連携する仕組みづくりがスタートしたなというふうに思っています。

それから、気づいた後にどうするか、そこが一番です。さまざまな要因がありまして、家庭の状況であったり、あるいは生まれつきの、あるいは後天的な要因も絡んでいたりしますので、医療の役割も必要になってきます。医療診断のできる小児科も非常にふえてきています。ただし、盛岡市の場合は医療機関がパンク状態というか、足りなくなってきた状況があります。それくらい多様化してきている状況も医療関係者から聞いていま

す。3歳児から6歳児あたり、医師に診てもらいながら何が要因になっているのか。

今こういう年齢になっても、思い起こしてみると自分にもそういうところがあったというのは誰でもあると思うのです。視覚が非常に発達している方もいれば、聴覚で情報判断する方もいる、つまり第一言語が文字認識の方もいれば、耳で入ってくるのが第一言語の方もいる、さまざまな特徴がある。それが幼児期から分化されていくわけです。例えば高機能障がいの方、発達障がいの方で、黒板に書いてある字を書けないけれども、視覚としてしっかり捉える。だから、読むことだけは速い、すごいです。書けないけれども、物すごく視覚と聴覚が発達していて、最終的に書くところがネックになってくるのです。早いときからそれに気づくと、例えば保育園でも、幼稚園でも、とにかくうるさいところ、人の声がかんがんにしていると耳が割れそう、頭が割れそうな、聴覚だけが発達しているものですからじっとしていられなくなる。耳をふさいだりすることがあったり、あとは狭いところに潜ってしまったらだとか、そういう特徴になって。それから余りにも今度は視覚が発達し過ぎていてということで、発達し過ぎていてというか、字が全部鏡文字に見える、ひっくり返って、逆に見えるという、そういう子供もいるわけです。「あ」とか「い」とかと平仮名を書くと鏡文字になるのです。今はそういう事例がいっぱい出てきて、医療、福祉、学校教育と、そういったつまずきがあったということがだんだんとわかるようになってきて、そういう子供には早目にユニバーサルデザインの授業とか、それからできるだけ静かな環境で集中させればすごく伸びるとか、そういった手立てが組めるようになってきているのも大きな進歩です。いかに気づくかということ、どういう指導法があるのか、あるいはどうしてもというときには、いろいろな薬が開発されていて、多動的な子供、暴れる子供でも副作用のない安定剤もどんどん出てきています。そういったものを、どの年齢、どの発達段階から服用するかも、福祉、学校、医療、保護者が相談しながら、という時代にもなっているのも確かです。そういったことを含めて、いかに早期に発見して、早期に対応していくかということはお話のとおりだと思います。

**○城内よしひこ委員** どうもありがとうございます。そういった先生など、きっかけをつくってくれる方と出会える子供は幸せだなというふうには私は思っています。広い県内でそのような恩恵にあずからない子供も実はたくさんいますし、一方で私のエリアだと公立の高等学校よりも特別支援学校を選択したほうがこの子供の性質が伸びるだろうという判断をされる親御さんもふえてきているという意味では、そういった特性であることが認識されてきているのだろうなというふうには思っています。ただ、一方ではその子供たちが社会に出る段階での受け皿がまだ不足しているというのは大きな課題と思っております。

ちょっと話が飛び飛びになりますけれども、私の大学時代の先輩ですが、今思うとその人も変わった方として、一緒にみんなで楽しく飲んだり食ったりしているのですけれども、ある一定の時間が来ると、僕は今から練習だからといって、場の雰囲気を見ないで自分の時間をつくるという、突き抜けていく方というのはそういう人が多いのだなと、先生のお話を聞いて思い出してしまって、そういうことが一流につながるのだなと思うと、障がい

はなくても、そういう目で普通の子供たちも可能性を引き出せるのだなというのを気づかせていただきました。先生方は大変でしょうけれども、そういうこともぜひ指導していただければなというふうに思いますが、その辺はどうでしょうか。

○多田英史講師 まさにそこがインクルーシブの社会の構築における大きなヒントになってくる。どの学校もですが、企業の仕事をしている方々もお互いに理解し合うということが目指すところだと思います。重度の、特別支援学校的な子供も通常の小学校の学級にいるのですけれども、そういった子供がいることによって、周りの子供たちが障がいに対する理解というか、特性として認める、認識していく、理解というよりは同じ人間としてそれぞれの特性、個性があるのだなということを早ければ早い段階で違和感なく、そういった学級、学校になっていくことを強く感じています。

行事を一緒にやったり、授業を一緒に受けたり、修学旅行に一緒に行ったりするうちに、学校教育の中では自然とインクルーシブの考え方が備わってきている、育ってきているというふうにごく手応えを感じるのですが、これは例えばいじめの予防にもつながっていく場合があります。その子供のいろいろな欠点とか、足りないところとか、できないところをひどい言葉で言ったりすることがなくなります。そういう空気になっていくのです。それが社会にそのまま広がっていけば、就職した後の話も聞くのですが、ある会社では、一風変わった人間として、居場所がどんどんなくなって行って、最後はやめてしまう、受け入れられない。ある一つの仕事しかできないですから、それ以外ができないということではかにされる、そういうことも耳にします。

先ほどは入り口の話をしました、出口と、真ん中のインクルーシブの学校教育の役割をそれぞれ果たしていかないと本当のインクルーシブの世の中につなげていかないと、思います。そういった一風変わった子供や障がいと診断されている子供と接しない限り何にも認識できないまま大人になってしまう、そういったことはあってはならないと感じています。

○吉田敬子委員 ありがとうございます。仁王小学校のキャリア教育の取り組みのことをもうちょっと伺いたいのですけれども、例えば先ほどバリアフリーは障がいのない人たちがいかにしていくかだと、ちょっと言葉は間違っているかもしれないのですけれども。障がいのない子供たちに、例えば先ほど私たちが見せていただいたあいった映像というのはすごくわかりやすいなと思うのですけれども、障がいのない子供たちに対しての取り組みをどのようにされているのかちょっと教えていただきたいと、思います。

○多田英史講師 交流学习といいますが、健全者、通常学級の支援を要しない子供たちの話ですね、自分の学校に支援学級がない場合があります。そういう学校の場合、例えば学区内、あるいはエリアにある特別支援学校の小学部、中学部、高等部と何らかの交流をする学校もあります。それから、4年前から始まったのが交流籍との交流学习です。つまり、自分の学区の小学校に通えないくらい重度の障がいがあつて、最初から特別支援学校に、あるいは寄宿舎に入ってしまうケースもあります。そういった子供にとって地域

が、自分のふるさがなくなってしまうということもあって始まったのが学区の学校に月1回程度行き、そこで交流学习をするという取り組みです。3年前から始めて、昨年はこの支援学校でも在籍する学区の学校に月1回は交流するということになります。これは、例えば成人式を一緒に迎えたときに近所の子供を誰も知らない、初めて見たということがやはりあってはならないという、幾ら寄宿舎でも月に1回ぐらいは自分の学区の学校、住んだところ、生まれたところで自分の学校だと、必要なのだということで取り組んで、交流籍と言うのですけれども、それが一番大きな取り組みになっています。

○吉田敬子委員 やっている学校とやってない学校があるということ。

○多田英史講師 交流学习ですね。

○吉田敬子委員 そうです。であれば、例えば先ほどの就職する段階で、企業に勤めたときに障がいのない人たちがいかに受け入れる環境をつくっていくかというのも大事だし、もし自分が健常者であっても、もし自分の子供がそうなった場合、自分が小さいときにそういった教育、そういった環境にあるとないとでは全く違うのかなと思います。例えばその部分を、多田さんはどういうふうに考えているか、もうちょっと義務化するというのも変ですけれども、ただ映像を見るだけでも考えるきっかけにはなると思います。健常者の子供たちに対しての部分はもうちょっとやっていく必要があるのかなと思ったのですが、その部分に関しての多田さんのお考えをお願いします。

○多田英史講師 先ほどのアンケート調査によると、まだ2割ほど交流できていないという結果でした。あとの8割はまずいろいろな形でできている。2割の学校の理由を聞くと小規模校である、あるいは交流先が遠かったとか、そういった理由でした。

○吉田敬子委員 例えば学校の中だけでこういう子供たち。

○多田英史講師 そうですね、小規模校であれば、いつも一緒に30人の全校児童であれば、それはできているのですが、多分アンケートの交流というのは他校とか、他種施設にということで2割ほどがまだできていないと。直接聞いたのですが、今後、校長さん、どういうふうな考え方をしていますかといったならば、一つは先ほどの交流籍、来るとするのが一つ。それから、やはり合同学習ですね、岩泉町だったら離れているので、合同で遠足に行くとか、合同で修学旅行にも行きますけれども、そういったことを今後検討していくと。そういった交流というか、発表会をやるとか、一緒にクリスマス会を開催するとか、そういった合同学習のほうを今模索しているというのが直接聞いたところではありました。

○高橋但馬委員 今の流れなのですけれども、県の教育委員会とか、市町村の教育委員会として、それに対する取り組みとか、動きはあるのですか。

○多田英史講師 合同学習は、特別支援教育だけの学習形態ではないのです。小規模校や複式学級の伝統的な学習方法になっています。小規模校や複式学級では前々から合同学習という取り組みを続けていまして、それを特別支援教育でも取り入れていこうという、そういう流れになっています。例えば教育委員会のバスを使って行くとか、それから教員同士のチームとか、そういったことを市町村はもちろんですけれども、県の事例集にも示し

て、先生方もそういう事例集を見ながら。そういうふうな冊子の作成などを県の教育委員会もやっているところです。

○高橋但馬委員 岩手大学教育学部附属小学校は、研究の一環で複式の学級をつくっていて、児童はランダムで選抜される、親の反応はいろいろらしいですけれども、例えば仁王小学校の特別支援学級で、健常者と障がいのある方が一緒に勉強している場面について、PTAからどういった反応があるものでしょうか。

○多田英史講師 保護者の感想などのお話をいたします。特別支援学級の保護者は満足度というか、仁王小学校の教育に対する信頼、期待に答えていただいているということで、協力も絶大で、どの学級よりもまとまりがあります。年に何回かの作業学習とか、レストラン開店のお手伝いとか、見えないように手伝うのですけれども、一番学校と密接につながってやっていただいています。特別支援学級の保護者たちは6年の間に本当につながりが強くなってきます、濃いつながりが出てきます。

それから、通常学級の保護者たちは、どういう場面で見るといって、例えば運動会であつたり、あるいは音楽会であつたり、全校の学習発表会だつたり、そういったときに合同の演奏を聞いたり、あるいは合同の発表を見たりしたときに非常に感動するわけです。子供が支え合ったり、教え合ったり、助け合ったりとか、そういうことが普通に。何かしてあげているのではないのです。いつもそういうことをやっているのだなというのが、運動会で一緒に走っている場面とか、あとは音楽発表会で分担した、ドラムの上手な子供と笛の上手な健常者の合奏とか、親がびっくりするのです。先ほど最後に言いましたけれども、親自身のバリアフリーにつながってくる場合があります。これがある学校とない学校とではやはり違ってくるのだらうなということです。

○名須川晋委員長 時間も時間ですが、あとお一人、二人ほどいかがでしょうか。

○佐々木茂光委員 どうもきょうはありがとうございました。端的に言って、子供の数が少なくなっているのに、障がいのある子供の数が年々ふえているのは、どういったところに本家本元の原因があるのか。先生たちから見てその辺をどのように捉えているのかがまず1つ。

それから、私が小学校のころに同級生に何人かいて、6年間ずっと一緒にいまして、そういう子供たちをかばいながら、同級生たちが一緒になって取り組んでいた。ところが中学校から別の学校に行くようになって、我々は制度的なものは全然捉えていない中で、今は彼らも社会に出て、それぞれ仕事を持って結婚されて生活しています。また、ちょっと隣のお父さんたちの話を聞くと、それまでは健常、普通のところにいたのだけれども、あるときから別のクラスのほうに回った。例えばそれを誰が判断しているのかということをやっと投げかけたこともあつたりしました。先生たちが線引きをして、この子供はこっち、あの子供はこっちというふうな分け方で進んでいくものなのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○多田英史講師 国の現状は、全児童生徒数が約10万人ずつ減る中で1.5万人から2万

人ほどふえている。岩手県でもやはり同じようなところがありますけれども、一つは、支援を要する子供たちの診断、先ほどちょっとお話ししましたけれども、医療の進歩が非常に目覚ましく、診断によって通級に入ったり、診断によって要支援になったり、そういったケースがあります。それから、特別支援学級の場合は、全国でも、岩手県でもそうなのですが、1人の在籍だと学級設置はなかなか難しかったものが、平成19年に特殊教育から特別支援というふうになって、インクルーシブを目指す、できるだけ学区の学校で、地域の学校で受け入れようということで、1人でも在籍があれば設置する方向ということで、岩手県でも倍増ですね、10年前と比べると学級数が2.5倍くらいになったという流れです。それは県の教育委員会と市町村の教育委員会、それから保護者の協議によって1人でも設置しようという、そういった流れで学級数がふえてきているということがまず1点目の話です。

それから、2点目の就学指導の仕組み、流れについてです。先ほどの佐々木委員のお話だと小学校から中学校のところで特別支援学校に行ってしまったと。

○佐々木茂光委員 50年くらい前の話ですから。

○多田英史講師 50年前ですと養護学校もまだできていないころですね。

○佐々木茂光委員 そうですね。

○多田英史講師 養護学校が昭和54年から義務づけられましたので、そうすると国立とか本当に限られたところにしかなかったと思います。今は、同じ学区内の小学校の6年生にその子供がいると、中学校ではその段階で開設の準備に入ります。特別支援学校とか遠くに行かないように、あるいは隣町の特別支援学級しかないとかということがないように、1人の子供が中学校に上がってくるときにはもう学級を設置すると。小学校はその子供がいなくなれば、一時閉鎖します。そういったきめ細かな学級設置をするようになりました。

したがって、今は小学校で開設されていれば中学校にもあるということで、設置学級数の増加もそれでうかがえます。それから就学指導の仕組みは保護者と学校とで相談、面談をしながら、そして就学指導委員会というのがあります。就学指導委員会のメンバーは医師もいますし、福祉、教育行政、それから学校の教職員、そういった各分野の専門家で最終的な判定会議をする、学校だけでは決められない。それから、平成25年の制度改正により、いわゆる合理的配慮をすると、保護者の意向を尊重するということが就学決定先が一番重要なポイントになっています。あとは先ほどの中学生の場合も本人ですね、中学生あたりになると自分の意思表示がありますので、合理的配慮という考え方が平成25年から新たな重要なポイントになっています。

○名須川晋委員長 よろしいですか、時間も時間でございますので。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 ほかにないようでございますので、本日の調査はこれをもって終了いたします。

多田様、本日はお忙しいところ、まことにありがとうございました。多田様からは本県

の特別支援教育の現状と課題等について貴重なお話をいただき、大変参考となりました。  
改めて拍手でお送りをいたしたいと思います。

○多田英史講師 どうもありがとうございました。

○名須川晋委員長 ありがとうございました。

委員の皆様には次回の委員会運営等について御相談がありますので、しばしお残り願います。

次に、当委員会の県内調査についてであります。お手元に配付しております委員会調査計画案のとおり実施することとし、6月の調査の詳細については当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、8月に予定されております次回の当委員会の調査事項についてであります。御意見等がありますか。

〔「委員長一任」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 特に御意見等がなければ、当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。